

**学生・教職員のための  
海外渡航安全ガイドブック**



**小樽商科大学**

2019年4月

## 目次

1. はじめに・・・海外渡航に向けての安全対策と心の準備・・・・・・・・・・	1
2. 海外で安全に過ごすための心得・・・・・・・・・・	1
(1) セルフディフェンス	1
(2) 危機意識の持続	1
(3) 安全な海外旅行のための心得 5 箇条	1
第1章 事前準備・・・・・・・・・・	3
1. 渡航前における「情報収集」	3
2. 大学への届出	5
3. たびレジ登録の推奨（渡航期間が3ヶ月未満の場合）	6
4. 在留届の提出（渡航期間が3ヶ月以上の場合）	7
5. 海外旅行保険への加入	8
6. 安心サポートデスク（危機管理サービス）への加入	9
7. お金の管理	9
8. 健康管理	9
第2章 海外滞在中の注意事項・・・・・・・・・・	11
1. 滞在先・連絡先の定期報告をする。	11
2. 現地の警察、消防、避難場所等を確認する。	11
3. 現地の法令・規則等を遵守する。	11
4. 風俗・習慣を理解し尊重する。	11
5. 健康・衛生に留意する。	11
第3章 緊急事態が発生したときの対応・・・・・・・・・・	13
1. 緊急時の連絡先	13
2. 事例	14
(1) 盗難や紛失にあったとき	14
(2) 事件・事故にあったとき	14
(3) 自然災害や緊急事態にあったとき	14
資料・・・・・・・・・・	15
資料1 出発届（学生用）	15
資料2 留学中における国内及び国外の連絡先等並びに日程表（学生用）	16
資料3 連絡先表（教職員用）	17
資料4 日程表（教職員用）	18
その他参考マニュアルについて	19

## 1. はじめに・・・海外渡航に向けての安全対策と心の準備

海外では、テロや犯罪など、人的災害による事件・事故が多発し、日本人がそれらに巻き込まれるケースが増えています。また、地震・津波、豪雨等の自然災害のリスクや、感染症など健康上のトラブルに遭遇することが常に想定されます。

本ガイドブックが、小樽商科大学の学生及び教職員の海外渡航に際して、より安全な海外生活を送るためのてびきとなり、万一、リスクに遭遇した場合でも的確に対応できるように役立てば幸いです。

## 2. 海外で安全に過ごすための心得

### (1) セルフディフェンス

本学の学生及び教職員が、留学、研修、出張等で海外渡航する際には、常に「自分の身は自分で守る」との意識を持って行動することが求められます。そのためには、安全対策の「知識」と「意識」をしっかり持つことが必要です。

### (2) 危機意識の持続

「渡航の直後」、「3か月後」、「帰国直前」の時期が特に被害に遭いやすいと言われています。時間経過に伴う慣れに注意し、常に危機意識を持続し、準備と対策に努めてください。

### (3) 安全な海外旅行のための心得 5 箇条

#### 1) 現地の法律を守り、風俗や習慣を尊重すること。

当然のことですが、旅行先では、その国の法律に従って行動しなければなりません。ある行為が日本では比較的軽い犯罪と見なされていても、国によっては想像もできないほど重い犯罪に該当することもあります。各国の法律は、その国にある宗教や文化等と密接に繋がっているものです。旅行中は、旅行先国の法律を守り、風俗や習慣に配慮した行動を常にとるよう心がけましょう。特に薬物犯罪については、近年、多くの国が取締りを強化しています。死刑を含めた厳罰でのぞむ国も珍しくありません。実際、旅行中に軽い気持ちで薬物に手を出した人、また、知人からの依頼を断りきれず「運び屋」を請け負った人、こうした方々の中には、その後の人生を台無しにするほどの重い刑罰を科せられた例もあります。

#### 2) 危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控えること。

一見、安全と思われる国・地域でも特定の場所や時間帯によっては、危険な場合があります。事前に渡航先の犯罪が多発する場所をチェックし、そうした場所には近づかないことが大切です。また、不案内な外国では、夜間の外出には様々なトラブルがつきものです。特に少人数での夜間の自由行動は、場所を問わず控えることをおすすめします。

### **3) 多額の現金、貴重品は持ち歩かないこと。**

一般に、日本人観光客はお金持ちで不用心という印象を持たれています。路上や観光スポットで日本人をターゲットにしたスリや置き引きも各地で多発しています。犯罪者に目を付けられないためには、旅行者らしい身なりは避けること、万が一、犯罪に遭遇しても、最小限の被害ですむよう外出時には多額の現金や貴重品は持ち歩かないようにしましょう。

### **4) 見知らぬ人を安易に信用しないこと。**

日本人は外国人から詐欺の格好のターゲットとされています。特に個人で旅行をする若年者が、旅先での旺盛な好奇心から見知らぬ人の誘いに安易に乗って、自宅に誘われたり、飲食物をすすめられたりして、「いかさま賭博詐欺」や「睡眠薬強盗」の被害に遭った例は少なくありません。見知らぬ人から親しげに声をかけられても、安易に信用することは禁物です。

### **5) 犯罪被害に遭ったら： 命が一番大事。**

海外では、犯罪者の多くが凶器を所持しています。また、犯罪者はグループで犯行に及ぶことが多く、一見単独行動に見えても近くに仲間がいることがあります。特に、強盗に遭った際、犯人の要求に抵抗すると、犯人を触発し、凶器による暴行などにつながる可能性が高くなります。

万が一、犯罪に遭ってしまったら、生命の安全を第一に考え、犯人の要求に抵抗しない態度を示すことが必要です。盗られたものはまた購入することができ、パスポートも再発行が可能ですので、命を第一に考えて行動するようにしましょう。

出典：外務省 海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

## 第1章 事前準備

### 1. 渡航前における「情報収集」

出発前には外務省の海外安全ホームページや目的地の日本大使館や総領事館のホームページ等から渡航先の海外安全情報をしっかりと収集し、万々に備え、自分の安全を守るための必要な知識を身に付けておきましょう。

また、出発前には必ず、LINEなどのSNS以外にも自分の携帯電話番号や旅行日程と宿泊先等の連絡先を大学に届け出るとともに、御家族や留守宅にも定期的に連絡するように心がけてください。

#### ○公的機関ホームページによる各種の海外安全情報の例示

外務省 海外安全 ホームページ

国・地域別 目的別

ホーム 海外安全情報 海外旅行 海外出張/ビジネス 海外留学 海外生活

**重要なお知らせ**

- 海外に渡航される方は、最近のテロ等の治安情勢を踏まえ、十分注意してください。詳細については、渡航先の国・地域の最新の海外安全情報を参照してください。
- よしもと×外務省 冬の海外安全対策強化月間開催中！[詳細はこちら](#)

2017年援護統計

海外で快適なシニアライフを送るために

国内安全対策セミナー 1月25日(金)名古屋, 2月15日(金)福岡で開催

よしもと×外務省 冬の海外安全対策強化月間

国・地域別の海外安全情報

地図をクリックしてください

海外安全情報とは？

国・地域名からの検索

国・地域名を入力してください

検索

危険レベル

- レベル1 十分注意してください。
- レベル2 不要不急の渡航は止めてください。
- レベル3 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
- レベル4 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

**必ず登録を！**

最新の海外安全情報をメールでお届けします。  
緊急時の連絡、安否確認、支援などが受けられます。

出典：外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

電話でも窓口が設けられています。  
外務省海外安全相談センター

03-3580-3311（内線 2902,2903）



外務省海外安全ホームページでは、海外への渡航者が安全に渡航するための様々な参考情報を提供しています。

- ・ 在外公館リスト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>
- ・ 海外安全虎の巻 [https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_01.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_01.html)
- ・ 海外で困ったら 大使館・総領事館のできること [https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_02.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_02.html)

海外で健康に過ごすために

厚生労働省 検疫所 **FORTH** ホーム

カスタム検索 検索

海外感染症発生情報 国・地域別情報 お役立ち情報 リンク 医療関係者

**FORTH (フォース) ホームページへようこそ!**  
安全で健康な海外渡航を支援するため、  
感染症を中心とした 情報提供を行っています。

**お知らせ**

- ▶ 海外へ渡航される皆さまへ
- ▶ 中東呼吸器症候群 (MERS) に関する注意
- ▶ 渡航時におけるジカウイルス感染症への注意

**旅行と病気**

- ▶ 旅行前には診察を受けよう
- ▶ 予防接種について
- ▶ 感染症についての情報
- ▶ 旅行後の健康チェック
- ▶ マラリアについて

もっと見る

**渡航先はどちらですか?**

ヨーロッパ地域 北米地域 中東地域 アジア地域 中米・カリブ海地域 南米地域 大洋州地域 アフリカ地域

● アジア地域 ● アフリカ地域 ● 北米地域

出典：厚生労働省検疫所ホームページ（FORTH）

<https://www.forth.go.jp/index.html>



厚生労働省検疫所ホームページ(FORTH)では、安全で健康な海外渡航を支援するため、感染症を中心とした情報提供を行っています。

- ・ 国・地域別情報 <https://www.forth.go.jp/destinations/index.html>
- ・ 海外感染症発生情報 <https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

## 2. 大学への届出

私事による海外渡航はもちろんのこと、小樽商科大学が実施する各種留学制度（交換留学、佐野力海外留学奨励金事業による留学、短期海外研修プログラム等）、サバティカル研修制度等により、本学の学生及び教職員が海外へ渡航する場合には、大学への届出が必要です。

### 出発前の主な手続き

（○は必須項目）

手続き (提出物等)	学生		教職員		提出・登録先
	交換留学 語学研修	休学に よる留学	学生引率	出張・研修 私事渡航	
・「健康診断書」の提出	○				学生支援課 国際交流センター
・「海外旅行傷害保険」への加入手続	○	○	(推奨)	(推奨)	保険会社等
・「たびレジ」登録 (渡航期間が3ヶ月未満)	○	○	(推奨)	(推奨)	外務省
・「在留届」の提出 (渡航期間が3ヶ月以上)	○	○	○	○	外務省
・「旅行命令簿」, 「連絡先表」, 「日程表」の提出			○	○	会計課会計係 (渡航日の14日前まで)
・「出発届」の提出 (別紙様式3)	○	○			学生支援課 国際交流センター
・「休学届」の提出		○			教務課
・留学中における国内及び国外の連絡先等並びに日程表の提出(別紙様式4)	○	○			学生支援課 国際交流センター
・海外旅行傷害保険又はこれに準ずる保険の写の提出	○	○			学生支援課 国際交流センター
・「安心サポートデスク」への登録	○		○		登録は学生支援課国際交流センターが行う。
・「予防接種」	(推奨) ※	(推奨) ※	(推奨) ※	(推奨)※	病院, 保健所等 ※渡航地域によっては必須

※学生の海外渡航に係る手続は上記以外にも定められています。

詳しくは、渡航時に学生支援課国際交流室で配付される資料を参考にしてください。



### 3. たびレジ登録の推奨（渡航期間が3ヶ月未満の場合）

上記届出のほか、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録を推奨します。  
（本学学生は「たびレジ登録」は必須要件です。）

「たびレジ」は旅先の最新の安全情報が日本語で届く、外務省の無料メール配信サービスです。また、旅行予定のない方でも「簡易登録」を利用すれば、世界中の最新情報を随時入手することができます。また、渡航先で大きな事件や事故、災害が発生した場合は、登録された連絡先に、日本大使館等から緊急連絡が発信されま

「たびレジ」とは、  
外務省からの最新の安全情報を日本語で受信できる  
**海外安全情報 配信サービス**です。

自分も家族も安心できる!

よくある質問 お問い合わせ 外務省

企業・法人の方へ

たびレジ 本登録 簡易登録

追加・変更・削除 追加・変更・削除

渡航予定がある方 渡航予定のない方

「たびレジ」に本登録する 簡易登録する

本登録の追加・変更・削除 簡易登録の追加・変更・削除

重要なお知らせ  
2018/11/1 「たびレジ」アンケートは終了致しました。回答にご協力頂き、ありがとうございました。  
2018/7/3～8/31 夏休み「たびレジ」登録推進キャンペーン開催中！「たびレジ」に登録してケンコバを大使にしよう！  
2018/3/18 サイトをリニューアルしました。

出典：外務省海外旅行登録「たびレジ」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>





#### 4. 在留届の提出（渡航期間が3ヶ月以上の場合）

外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する場合は、在留届の提出が必要です。在留届は、旅券法第16条により、その地域を管轄する日本大使館または総領事館に提出することが義務付けられています。

緊急事態発生時には、提出された「在留届」をもとに、大使館・総領事館が、安否確認・支援活動等を行います。

オンライン在留届（ORR ネット）は外務省が提供する在留届の電子届出システムです。



外務省  
オンライン在留届  
ORR Overseas Residential Registration net

よくある質問 お問い合わせ 外務省

オンライン在留届(ORRネット)は、外務省が提供する在留届の電子届出システムです。

緊急事態発生時には、提出された「在留届」をもとに、大使館・総領事館が、安否確認・支援活動等を行います。

※ 外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出することが法律で義務付けられています。

在留届、変更届・帰国届の提出方法を確認する

【注意!】 外務省海外安全ホームページ メールサービスを使った不審メールにご注意ください。

出典：外務省オンライン在留届（ORR ネット）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>



## 5. 海外旅行保険への加入

海外旅行中、たとえ万全の注意を払っていても、事件や事故に巻き込まれる可能性はないとは限りません。また、健康に自信があっても、海外では日本と違う環境でのストレスや疲労により、思いがけない病気にかかる可能性もあります。列車やバスなどの交通事故にも、いつどこで巻き込まれるかもわかりません。

学生が海外へ行く場合は、海外旅行傷害保険又はこれに準ずる保険へ必ず加入することとなっています。

教職員の海外渡航についても、こうした予期できないトラブルに備え、海外旅行保険には必ず加入しておくことをお勧めします。実際、海外旅行保険に加入していなかったために、病気やケガ、盗難被害などにより多額の損害を被った日本人旅行者は数多くいます。

各保険会社が提供するサービス内容に若干の違いはありますが、海外旅行保険に加入することにより概ね次のサービスを受けることができます。

- ◆ 病気やケガ（交通事故など）をされたとき
  - 診療費、入院費、緊急移送費など
  - 治療に必要な交通費や通訳雇入費用など
  - 入院後、通常の旅程に復帰するため、帰国するための交通費
- ◆ 救援者（家族等）の渡航、宿泊費用盗難や偶然の事故により携行品が損害を受けたとき
  - 各保険会社の定める範囲内での金銭補償
- ◆ 旅行中にあやまって他人にケガをさせたとき（他人のモノを壊したとき）
  - 法律上の賠償責任を負った場合、その損害賠償金（賠償責任保険金額を限度）

詳しい保険内容については、海外旅行保険を取り扱っている保険会社にお問い合わせください。

クレジットカードには海外旅行傷害保険特約のついたものもありますが、保険の限度額やサービス・条件の範囲はカードにより異なりますので、内容をよく確認しておくことをおすすめします。

日本損害保険協会トップページ <http://www.sonpo.or.jp/>

日本損害保険協会 Q & A 海外旅行保険とは

[http://soudanguide.sonpo.or.jp/body/q081.ht](http://soudanguide.sonpo.or.jp/body/q081.html)

[ml](#)

出典：外務省 海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

## 6. 安心サポートデスク（危機管理サービス）への加入

本学の各種留学制度に基づく派遣学生及び引率する教職員については、渡航の都度、日本アイラック株式会社が提供する『安心サポートデスク』に登録します。

海外旅行保険が、海外での病気・事故等に遭遇した場合に一定額を給付するものであるのに対して、安心サポートデスクは、海外での様々なリスクに遭遇した場合の緊急の相談受付・アドバイス実施を365日、24時間体制で行うものです。日本語での相談が可能です。これにより、例えば、現地の病院、搬送手段などを的確に選定することが可能となります。国や地域により国際フリーダイヤルまたはコレクトコールが利用可能な場合には、その番号をご案内します。緊急ダイヤルは、緊急時には学生の保護者も利用可能です。

詳しくは、「学生の海外派遣留学に伴う危機管理マニュアル」を参照してください。

## 7. お金の管理

渡航先へ多額の現金を持って行くのは危険です。紛失や盗難に備えて、現金は極力、少額にしましょう。現金（日本円、外貨）、プリペイドカード、クレジットカードなどを組み合わせて持参することをお勧めします。クレジットカードは2枚所持し、外出時は利用限度額の低いクレジットカードのみを携帯したり、スキミング被害等に備えて、信頼できる場所で使用するなど注意が必要です。また、海外で利用できるカード会社はVISAカード、Masterカード、AMEXなどが主流ですので、事前にチェックしておきましょう。

## 8. 健康管理

### （1）健康診断

海外に長期間滞在する場合には、渡航前に健康診断を受診し、自身の健康状態を把握しておくことが大切です。持病がある場合は、主治医に服用している薬の英文での一般名を確認しておくことや、英文の処方箋をもらっておくとより安心です。

なお、歯科治療は一般的に海外旅行保険の対象外となり、高額となりますので、渡航前に必要な治療を終わらせておきましょう。

### （2）常備薬

海外では、ストレスや不規則な生活による体調不良を生じる場合が少なくありません。日本で常用している常備薬は必ず持参するようにしてください。

なお、前もって、日本で市販されている薬（胃腸薬・整腸薬、頭痛薬、風邪薬、下痢止め、かゆみ止め、虫除け等）を用意しておくとお宝します。

### （3）予防接種、感染症対策

渡航前に、厚生労働省の検疫所ホームページなどで渡航先の感染症情報を把握し、必要に応じて、予防接種を受けましょう。

なお、予防接種には、種類によって複数回の接種が必要な場合や、数週間の間隔を空けて接種が必要なものもありますので、早めの対策が必要です。また、現地で受けるべき予防接種については、その病院や保健所に確認してください。



## 第2章 海外滞在中の注意事項

### 1. 滞在先・連絡先の定期報告をする。

滞在先に到着したら、家族や大学関係者に報告してください。

なお、現地到着時や帰国時に限らず、定期的に日本で待つ家族へ連絡を行うよう心がけてください。本人が特に身の危険や不安を感じていなくても、本人以上に日本で待つ家族は、不安を感じたり、身の安全を心配しているケースが少なくありません。

### 2. 現地の警察、消防、避難場所等を確認する。

在外公館や滞在場所の連絡先に加えて、緊急時の警察、消防、病院等の電話番号と電話のかけ方を確認しましょう。留学の場合は、留学先の大学の保健管理センター等を利用できる場合がありますので、その場所と利用方法を確認しておくといでしょう。

また、地震や津波などの自然災害、テロ等の人為的災害時に備えて、避難場所や避難経路の確認が必要です。

### 3. 現地の法令・規則等を遵守する。

当然のことですが、渡航先の国・地域では日本と異なる法律や条例が存在します。また、留学・研修先期間の学則や罰則規定なども日本の大学とは異なります。

### 4. 風俗・習慣を理解し尊重する。

文化や価値観、宗教に関する考え方など、国・地域によって風俗・習慣等は大きく異なります。現地の風俗・習慣を理解し、尊重する気持ちを持ち、常に慎重な行動をとってください。

### 5. 健康・衛生に留意する。

気候の違いや時差、食習慣、精神的ストレス等により、海外で体調を崩すことがあります。

#### (1) 体調を崩した場合や病気にかかったとき

留学先の大学・機関に設置されている保健管理センターや、予め把握しておいた受診可能な病院（日本語が通用する、十分な医療レベルにある等）で受診してください。

なお、本学の各種留学制度に基づく派遣学生及び引率する教職員については、渡航の都度、日本アイラック株式会社が提供する『安心サポートデスク』に連絡してください。

## (2) 衛生面での注意点

露天など衛生状態の悪い場所での飲食を避ける, 生水や氷の入った飲料は避けて市販のミネラルウォーターを購入する, ペットボトルの飲料は未開封のものであるか確認する, 野生の動物に近づかないなど, 日々の注意を怠らないことは非常に重要です。





## 第3章 緊急事態が発生したときの対応

### 1. 緊急時の連絡先

たびレジへの登録をしていれば、災害やテロ発生時の緊急時の安否確認、待避の手配等の連絡を受けられます。また、在外公館のホームページなどで、滞在中も定期的に危険情報について把握しておくことが大切です。

緊急事態が発生したときは、

- 1) 大学（学生＝学生支援課国際交流室、教職員＝総務課職員係）へ連絡して下さい（引率する教職員がいる場合は当該教職員へ連絡する）。
- 2) 留学先・機関等へ連絡し、その指示に従って下さい。
- 3) 在外公館へ連絡し、その指示に従って下さい。
- 4) 家族への安否確認の連絡をして下さい。
- 5) 自ら連絡出来ない場合は、留学先や在外公館から、大学や家族へ連絡を依頼して下さい。

#### 学生の留学

- ・長期海外派遣（ギャップイヤー）
- ・交流協定等による派遣
- ・佐野力海外留学奨励金による派遣
- ・短期海外派遣（語学研修）  
（上記学生派遣の随行教職員を含む）
- ・休学による留学 等

#### 教職員の海外渡航

- ・教職員の出張・研修等
- ・教職員の私事渡航

第1報はこちらへ！

**学生支援課国際交流室**  
**(81-134-27-5263)**  
**inljimu@office.otaru-uc.ac.jp**

**総務課職員係**  
**(81-134-27-5209)**  
**shokuin@office.otaru-uc.ac.jp**

上記に繋がらない場合は、  
警務員室 **(81-134-27-5226 又は 81-90-2699-7939)**へ連絡してください。

※なお、本学の各種留学制度に基づく派遣学生及び引率する教職員については  
日本アイラック（株）から通知のあった個別の連絡先へも連絡してください。

同時に、  
・派遣されている大学、研修先・出張先機関等の担当者  
・在外公館  
・家族  
にも連絡してください。

## 2. 事例

### (1) 盗難や紛失にあったとき

盗難や紛失などの被害にあったら、まず警察に被害の事実を届け出て、被害届の受理書（ポリスレポート）を受け取りましょう。この書類は、パスポートの発給申請や保険請求などの際に必要です。

※なお、クレジットカードを盗まれた場合は、不正使用の恐れがあるため、至急クレジットカード会社に連絡し、カードの無効手続を行う必要があります。

以下の連絡先については、事前に確認の上、メモにして常に携帯しておくよう心がけましょう。

- パスポート・・・最寄りの日本国大使館・総領事館
- 航空券・・・購入先の旅行会社・航空会社
- 各種カード類・・・カード発行会社
- 海外旅行保険に加入している保険会社

### (2) 事件・事故にあったとき

海外で日本人が事件・事故にあたり、緊急入院した場合、在外公館（日本国大使館・総領事館）では、被害の状況及び要望に応じて、案内や助言、支援等を行っています。

在外公館には、所在国の法律・主権との関係で制約があつてできないこともありますが、様々な相談に応じ、解決方法について一緒に考えますので、困った場合には最寄りの在外公館に相談してください。

### (3) 自然災害や緊急事態にあったとき

クーデターや暴動に遭遇し、ホテルの中で待機する際は、興味本位で窓の外の状況を見るといった行動は絶対に避け、窓やカーテンを閉め、明かりを消す等、できるだけ安全な状態・場所で待機することを心がけてください。

外出中にテロや暴動に遭遇した場合、かなり混乱した状態が予想されます。決してパニックにならず、現場や群集には近づかないようにし、早くその場を離れ安全な場所に避難することが大切です。

車で走行中であれば、来た道を引き返し安全な場所に移動する、歩行中であれば、安全な建物や商店などに避難する等した後、「1. 緊急時の連絡先」に連絡してください。

出典：海外安全虎の巻 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp>

別紙様式 3

## 出 発 届

小樽商科大学長 殿

平成 年 月 日

平成 年度入学(学生番号 )

学 科 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

このたび \_\_\_\_\_ へ留学を許可されましたので平成 年 月 日

空港から出発します。

下記書類を添えてお届けします。

(添付書類)

1. 留学中における国内及び国外の連絡先等並びに日程表
2. 海外旅行傷害保険又はこれに準ずる保険に加入したことが確認できる書類の写

## 別紙様式 4

留学中における国内及び国外の連絡先等並びに日程表

氏 名 \_\_\_\_\_

## 国内の連絡先

住 所	〒
氏 名	(続柄)
電話番号	( )
Fax 番号	( )
緊急時の連絡先	( )

## 国外の連絡先

派遣先機関等住所	
派遣先機関等名	
派遣先機関等電話番号	
e-mail アドレス (自分)	
宿泊先住所	
宿泊先名	
宿泊先電話番号	

注 渡航中のすべての連絡先について記入すること。

## 日程表

年 月 日	国 名	滞在地(都市)	派遣先機関等名	滞在日数
	日本	発着		
	国	着		
	日本	発着		
	国	着		
	日本	発着		
	国	着		

注 渡航中のすべての日程について記入すること。

# 連絡先表

資料 3

(教職員用)

## 1 国内の連絡先

住 所	〒
氏 名	(続柄)
電話番号	

## 2 国外の連絡先

① 国 名 ( )

住 所	〒
氏 名	(続柄)
電話番号	

② 国 名 ( )

住 所	〒
氏 名	(続柄)
電話番号	

③ 国 名 ( )

住 所	〒
氏 名	(続柄)
電話番号	

④ 国 名 ( )

住 所	〒
氏 名	(続柄)
電話番号	

## 日 程 表

氏名 \_\_\_\_\_

年月日	国名	移動経路 (発着地名)	用務先(都市名)	用務内容	用務日



## その他参考マニュアルについて

学生及び教職員の海外渡航に関して、本ガイドブックのほか、グローバル推進センターグローバル教育部門の監修によるマニュアルが用意されています。

- 学生の海外派遣留学に伴う危機管理マニュアル(※学生の随行者(教職員)用)
- 派遣留学のてびき

小樽商科大学  
リスクマネジメント委員会  
2019年4月1日